

令和5年第2回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和5年2月28日(火) 13時30分 開会 14時15分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について
日 程 第 2	会期の決定について
日 程 第 3	諸般の報告について
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて
日 程 第 5	議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 6	議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 7	議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美			4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一		7 和田 利弘	
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	16 安藤 弘司
		19 松橋 聡	
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 三澤 実	3 羽田 雄一	6 佐藤 弘朗	
8 小崎 勝敏	12 島田 宗央	17 久保 拓也	
18 栗田 淳	20 千葉 実	22 秋葉 宏之	
6. 事務局			
事務局長	宮本 則幸	主任	野村 亮太

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和5年第2回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、16名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、5番 山崎委員及び7番 和田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和5年1月27日に開催されました、令和5年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>2月15日(水)湧別町農協本所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに中原委員、松橋委員が出席しております。</p> <p>2月20日(月)湧別町農協芭露支所におきまして、農用地あっせん会議が開催され、これに栗田委員が出席しております。</p> <p>本日令和5年第2回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。土地の所在です</p>

事務局	<p>が、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は915.35㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は三澤委員、松下委員、北谷委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めらるるものでございます。本総会において2件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をします。議案書の5ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、緑町、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は32,171㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和1年10月24日から令和11年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年2月15日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p>

事務局	<p>番号2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は22,319㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成24年12月11日から令和4年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和5年1月18日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定により、別紙の者より農地の権利設定の許可申請書の提出があったので、許可の可否につき審議し、許可書を申請者に交付することを議決するものであります。本総会において 4 件の申請が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書 7 ページをご覧ください。番号 1 番、申請者の譲渡人が東、●●●●さん、譲受人が北兵村三区、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●で面積は 8, 9 3 2 m²です。申請理由は譲渡人は農地処分のためであり、譲受人は経営強化のためであり、権利の種類は賃借権となっております。貸貸金額は 5 3, 0 0 0 円であります。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番、申請者の譲渡人が東、●●●●さん、譲受人が北兵村三区、●●●●さんです。申請地の所在ですが、東●●番●で面積は 9, 9 1 7 m²です。申請理由は譲渡人は農地処分のためであり、譲受人は経営強化のためであり、権利の種類は賃借権となっております。貸貸金額は 3 6, 0 0 0 円であります。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>番号 3 番、申請者の譲渡人が遠軽町、●●●●さん、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、錦町●●番●の内で面積は 6, 6 1 4 m²です。申請理由は譲渡人は借主の希望のためであり、譲受人は経営規模拡大のためであり、権利の種類は賃借権となっております。貸貸金額は 2 0, 0 0 0 円であります。</p> <p>(別冊資料 3 - 1 ページにより位置説明)</p> <p>番号 4 番、申請者の譲渡人が錦町、●●●●さん、譲受人が東、●●●●さんです。申請地の所在ですが、錦町●●番●の内外計 2 筆で合計面積は 4, 5 9 3 m²です。申請理由は譲渡人は借主の希望のためであり、譲受人は経営規模拡大のためであり、権利の種類は賃借権となっております。貸貸金額は 1 0, 0 0 0 円であります。</p> <p>(別冊資料 3 - 2 ページにより位置説明)</p>

事務局	以上で説明を終わります。
議長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番、●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから●●ページ●番、●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第3号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第3号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明を

議 長	させます。
事務局	<p>議案書の 8 ページをご覧ください。議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 1 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 9 ページをご覧ください。番号 1 番。譲渡人が福島、●●●●さんで、譲受人が帯広市、●●●●さんです。申請地の所在ですが、福島●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 4, 268 m²です。転用目的は、バイオガスプラント建設に係る土砂堆積のための一時転用であり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 171 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p> <p>(別冊資料 4 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 4 号の議案について質疑を行います。質疑ありませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第 4 号の議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	議案書の 11 ページをご覧ください。議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定につ

事務局

いて。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、賃借権1件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の12ページをご覧下さい。まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は32,171㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年6月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,795,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、緑町、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計3筆で合計面積は22,319㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年3月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,485,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧下さい。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、北見市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●で面積は1,321㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年2月28日から令和14年12月30日までの10年間となっており、賃貸価格は9,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第5号の議案について質疑を行います。先に●●ペー

議 長	<p>ジ●番・●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、●●ページ●番・●番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで令和5年第2回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 1 4 時 1 5 分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員